

まちの拠点創造プロジェクト推進業務 プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要領は、柏原交流ゾーンにおいて、まちの求心力向上に向け、多拠点居住やテレワーク等新たな暮らし方、働き方等に対応した新たな都市機能のあり方を提案する「まちの拠点創造プロジェクト」推進業務（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務委託の対象者

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

キ 業務に従事する労働者の適性な労働条件を確保しない者

3 業務要件

仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

4,300,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は以下のとおりとする。

- (1) 募集要項等の公表・配布
令和4年4月20日（水）～4月27日（水）
- (2) プロポーザル参加申込受付
令和4年4月21日（木）～4月28日（木）

- (3) 募集要項等に関する質問受付
令和4年4月21日(木)～4月28日(木)
- (4) 質問への回答
令和4年5月11日(水)
- (5) 応募図書受付
令和4年5月12日(木)～5月19日(木)
※直接持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は必着)
- (6) プレゼンテーション
令和4年5月26日(木)
- (7) 結果通知
令和4年5月下旬を予定。
- (8) 契約締結
令和4年6月上旬を予定。

6 参加申込書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は参加申込書(様式1)、提案者概要(様式2)を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年4月28日(木)
- (2) 提出部数
正副各1部
- (3) 提出先等
 - ① 提出先
11に記載の事務局まで
 - ② 提出の方法
持参又は郵送による。郵送の場合は提出期限内に必着のこと。(郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る。)

7 募集要項の内容に関する質問等

- (1) 募集要項に関する質問
質問は文書(様式自由)で行うものとし、令和4年4月28日(金)17時30分までに電子メールにて提出する。なお、電子メール件名冒頭には「【質問：まちの拠点創造プロジェクト推進業務】」の文言を入れること。(提出先電子メールアドレス：Tanbadoboku@pref.hyogo.lg.jp)
- (2) 質問に対する回答
令和4年5月11日(水)までに、応募者全員に電子メールにより回答する。ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できない場合がある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡を行う。

8 応募

- (1) 提出期限
令和4年5月19日(木)17時30分まで(土日除く)
- (2) 提出書類及び部数(規格は日本工業規格A4片面)

- ① 企画提案申込書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・正1部、副10部
- ② 企画提案書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・11部
- ③ 事業実施計画書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・11部
- ④ 経費積算見積書（様式6）・・・・・・・・・・・・・・11部
- ⑤ 誓約書（様式7-1）（様式7-2）・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥ その他提案内容を説明する書類（様式任意）・・・・・・・・11部
- ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部
- (ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類
- (イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）
※本県での課税実績がない場合は誓約書（様式8）

(3) 提出先等

- ① 提出先
11に記載の事務局まで
- ② 提出の方法
持参又は郵送による。郵送の場合は提出期限内に必着のこと。
- (4) 費用負担
応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (5) 応募図書の著作権
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (6) 応募図書の取扱い
応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

9 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。

- ア コンセプト及び内容の充実度
企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等
- イ 業務実績
業務のノウハウ及び実績等
- ウ 業務実施体制
業務の実施の体制、関係団体等との協力関係の見込み等
- エ 見積価格
見積額の積算根拠の妥当性等
- オ その他
その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) プレゼンテーションの実施

審査にあたり、以下の日程・場所で応募者によるプレゼンテーションを行う（一人あたり20分程度を予定。パワーポイント等のスライドの使用・不使用は問わな

い。) 実施日時等の詳細は応募者に対して別途連絡する。

※ただし、プレゼンテーションに使用する資料内容は提出資料のみとする。

※新型コロナウイルスの感染状況等により実施しない場合もあります。

① 日程 令和4年5月26日(木)

② 場所 兵庫県丹波県民局(丹波市柏原町柏原688)

(3) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から各応募者に文書で通知する。

10 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの(以下「選定業務者」という。)と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。

11 事務局

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

電話：0795-73-3860(直通) FAX：0795-72-4596

電子メール：Tanbadoboku@pref.hyogo.lg.jp